

告 示

埼玉県告示第百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク北本店

埼玉県北本市ニツ家一丁目百二十四 一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

「北本市大規模小売店舗等の立地に伴う市及び設置者等の役割を定める条例」に基づき地域商工業の振興に努めること。

二 縦覧期間

平成二十五年二月十二日から平成二十五年三月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター